



河川整備基本方針・河川整備計画について
(新しい河川整備の計画制度)

◆ 河川法改正の流れ

明治29年(1896年)

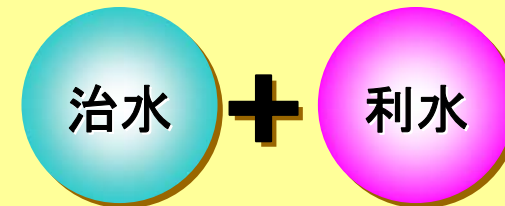
→ 近代河川法の誕生



昭和39年(1964年)

→ 治水・利水の体系的な制度の整備

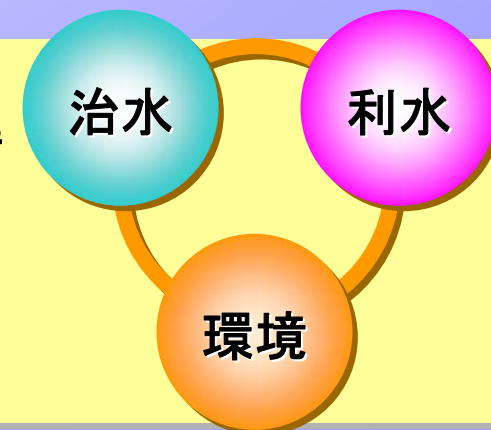
- ・水系一貫管理制度の導入
- ・利水関係規定の整備



平成9年(1997年)

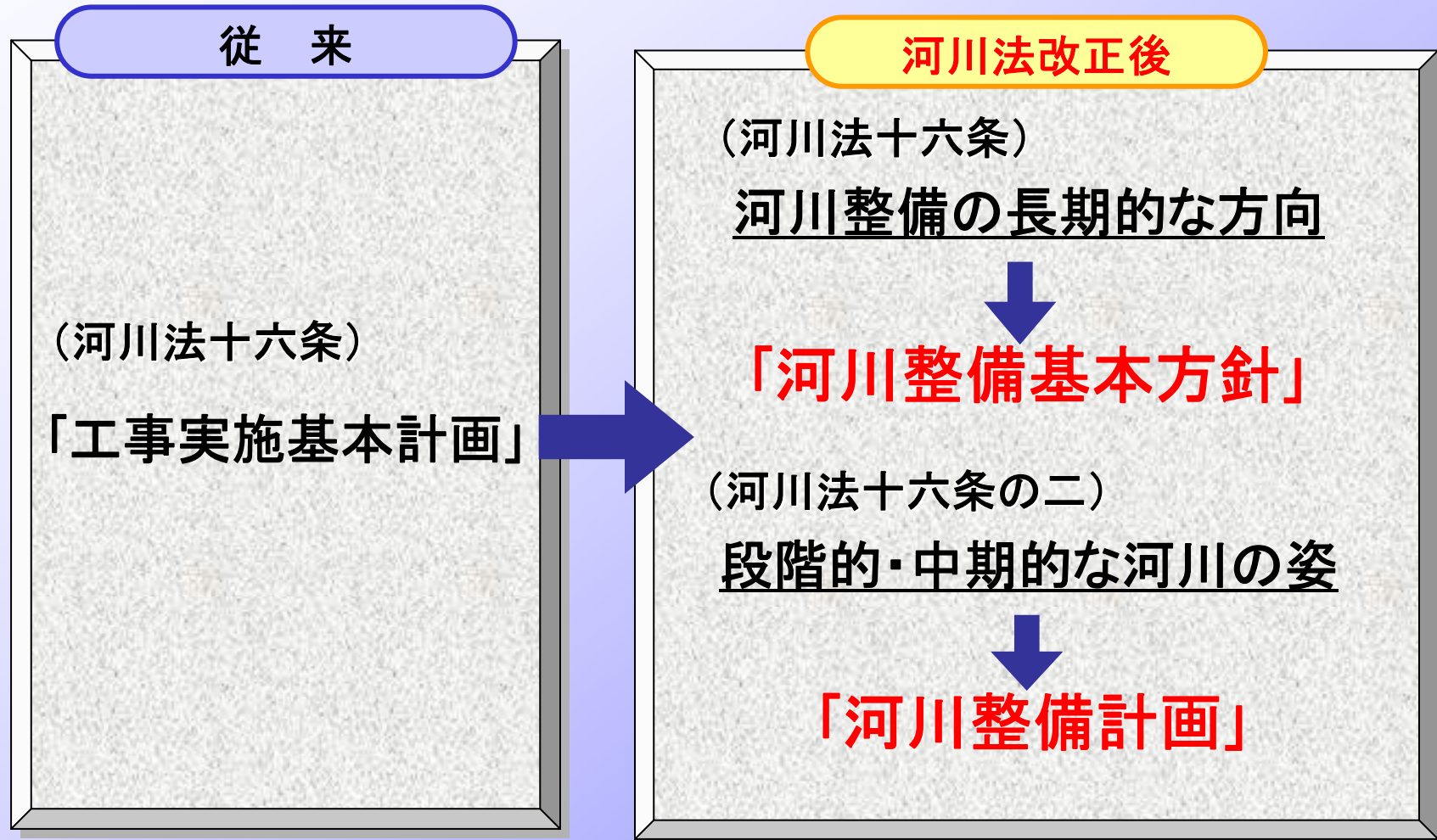
→ 治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- ・河川環境の整備と保全
- ・地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

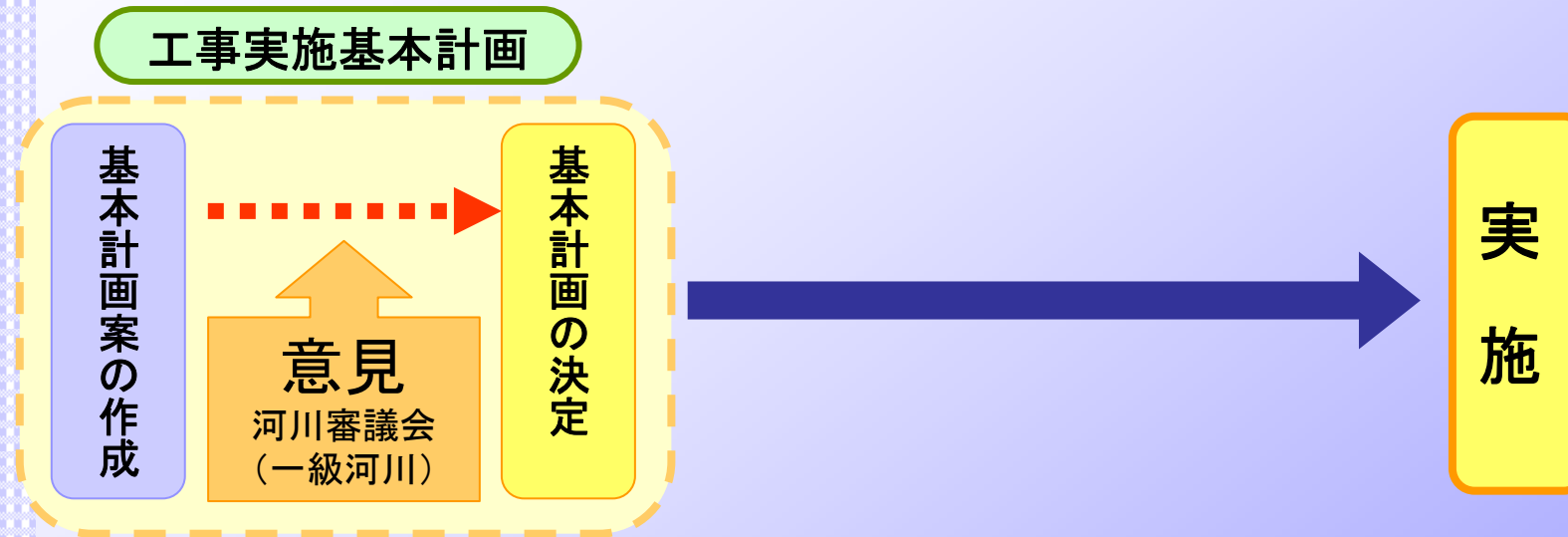


◆ 河川法改正の流れ

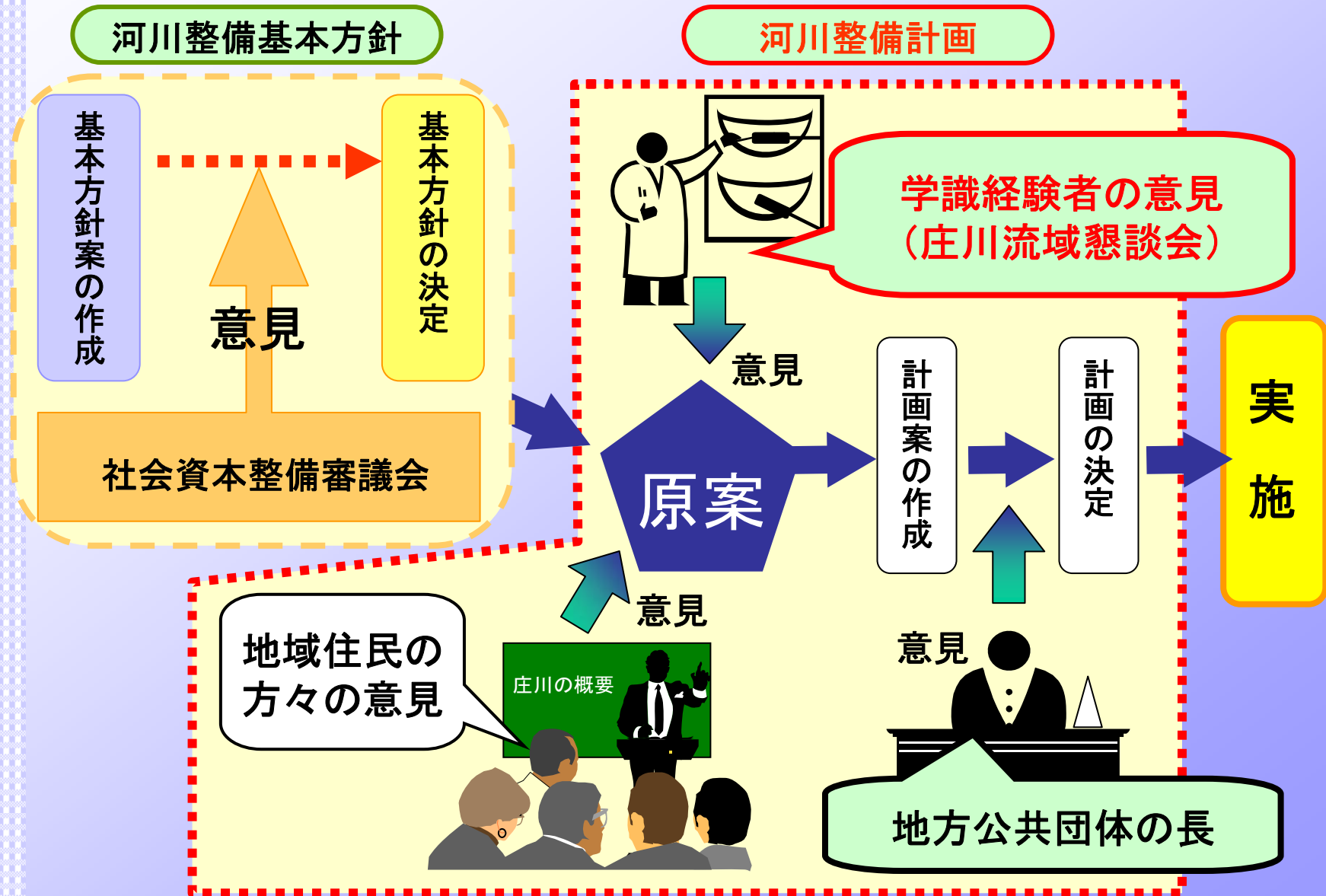
河川整備基本方針および河川整備計画の位置付け



◆ 改正前の計画制度



◆ 新しい計画制度



◆ 新たに加わった計画

河川整備基本方針（長期的な基本計画）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- **河川環境の整備と保全**

2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

- 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量

河川整備計画（20～30年の具体的・段階的な計画）

1. 河川整備の目標

- 河川整備計画の対象区間、対象期間
- 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 河川環境の整備と保全に関する目標

2. 河川工事の実施に関する事項

- 河川工事の目的、種類、施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- **河川の維持の目的、種類、施行の場所**

◆ 「河川整備計画」の策定

河川整備計画に盛り込む内容

【 河川の概要 】

【 河川の現状と課題 】

- 防災
- 河川の利用・活用
- 河川環境

【 河川整備の目標 】……………政令第十条の三第一項

20～30年の整備計画の目標

- 災害の発生の防止
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川環境の整備と保全

【 河川整備の実施内容 】……………政令第十条の三第二項

目標の達成に向けた具体的な対策の内容

- 河川工事の目的、種類、施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所



庄川流域懇談会について

◆ 流域懇談会の位置づけ

- ・ 平成9年の河川法改正から、河川整備の長期的な方向性を示す「**河川整備基本方針**」と具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「**河川整備計画**」が規定された
- ・ 「河川整備計画」の策定に際しては、「関係地方公共団体の長」、「**学識経験者（庄川流域懇談会）**」、「地域住民」等に意見を頂き、反映させる手続きを導入

◆ 流域懇談会の役割

- 庄川の現状と課題を踏まえて、
学識経験者として、**庄川の川づくり**
についてのご意見を頂く
- 地域住民の方々からの意見を河川
整備計画に反映するための**意見聴**
取方法等についてのご意見を頂く

◆ 流域懇談会の流れ(案)

＜河川整備計画＞

